

意見書案第 / 号

滋賀県における地域公共交通を目的とした新たな税導入に関する意見書（案）

現在、滋賀県において、地域公共交通の維持確保を目的とした新たな税の導入が検討されている。

当市議会としても、地域公共交通の維持が重要な政策課題であることは十分に認識しているところである。

しかしながら、現在の社会経済情勢は、県民生活や地域経済に大きな負担を生じさせており、新たな税負担の導入については極めて慎重な判断が求められる状況にある。

また、以下の点について重大な懸念がある。

- 一、受益と負担の関係が明確でなく、公平性の観点から課題があること。
- 一、市町の役割との関係が不明確となるおそれがあること。
- 一、既存施策の検証が十分とは言い難いこと。
- 一、制度設計の具体性が不足していること。
- 一、将来にわたり負担が固定化するおそれがあること。

さらに、これらの課題が十分に解消されないまま県民に新たな負担を求めることについては、強い疑問を抱かざるを得ない。本来、負担を求める前に、行政として尽くすべき努力が先にあるのではないか。また、市町との協議や県民への説明が尽くされているとは言い難い。

よって、滋賀県に対し、新たな税の導入については拙速に結論を出すことなく、慎重な対応を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 30 日

長浜市議会

滋賀県知事

滋賀県議会議長